

別紙 1

下関市観光周遊モデルコース造成等業務委託仕様書

- 1 業 務 名 下関市観光周遊モデルコース造成等業務
- 2 業務目的 令和8年秋に実施される山口デスティネーションキャンペーン（以下「山口DC」という。）に伴い、本市が有する豊富な観光素材を活用した魅力的な周遊モデルコースを造成することで、本市への誘客促進及び滞在時間の延長を促し、観光消費額の拡大につなげる。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和8年3月13日まで
- 5 業務内容
 - (1) 現状把握及び分析
 - (ア) 令和5年度に本市で実施した「下関観光動態調査」など既存調査から、観光客の本市来訪の目的やコンテンツに関するニーズ及び満足度などを把握及び分析し、周遊モデルコースのターゲットや特徴的なテーマを設定すること。
 - (イ) 調査資料は、必要に応じて、下関市から提供する。
 - (2) 観光周遊モデルコースの企画及び造成
 - (ア) 1泊2日のモデルコースを1コース以上、旅行代理店向けに企画及び造成すること。
 - (イ) 現状把握した内容を参考にするとともに、山口DCに伴って「おいでませ山口へ 山口県観光サイト」に掲載している本市の観光素材をベースとし、モデルコースを企画及び造成すること。
 - (ウ) モデルコースは、観光客の周遊性を創出するものとする。
 - (3) ファムツアーの実施及び運営
 - (ア) モデルコースの商品化に向けた課題等を抽出するため、実証としてファムツアーを実施すること。
 - (イ) 参加者は観光関係者や受託者の社員など実証に適した人選を行い、3名以上とすること。
 - (ウ) 費用負担について、参加者の体験料や交通費、宿泊費等は

当該委託料から負担するものとする。

(4) 検証

(ア) ファムツアー実施後、商品化に向けた検証を行い、結果を取りまとめて報告すること。

(イ) 報告書は、本業務に協力した事業者ほか、観光関連団体等に情報共有することを前提に作成すること。

(5) 独自提案

本事業の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があればその内容を記載すること。

6 業務の実施体制

(1) 業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置すること。業務を効果的に実施するための担当者を1人以上配置すること。

(2) 必要に応じて、下関市と協議を行うこと。

(3) 協議の実施後、受託者は協議内容をまとめた報告書を下関市に提出すること。

7 成果報告書等の提出

(1) 事業の進捗状況に応じて、下関市が報告を求めた場合、経過報告書を提出すること。

(2) 業務の実施を完了したときは、業務内容、状況及び実績がわかる成果報告書を提出すること。

8 その他

(1) 個人情報の取り扱いに留意すること。

(2) 仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。